

関係法令

●児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

第 6 条の 3 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者であつて、措置解除者等(第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置(政令で定めるものに限る。))を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。)であるもの(以下「満 20 歳未満義務教育終了児童等」という。)

二 満 20 歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第 50 条に規定する高等学校の生徒であること、同法第 83 条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

②～⑩ (略)

⑪ この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

二 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

⑫～⑳ (略)

第 59 条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項まで若しくは第 36 条から第 44 条まで(第 39 条の 2 を除く。)に規定する業務を目的とする施設であつて第 35 条第 3 項の届出若しくは認定こども園法第 16 条の届出をしていないもの又は第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可若しくは認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

㉑～㉓ (略)

⑤ 都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥～⑧ (略)

⑨ 都道府県知事は、第5項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。

●認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）

〔別紙〕認可外保育施設指導監督の指針

第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

以下のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。（児童福祉法（以下「法」という）第59条第5項参照）

①及び② (略)

③ 乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき

（留意事項25）「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義

・「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。

・「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

（留意事項26） (略)

（留意事項27）特に、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、法第18条の5に規定する保育士の欠格事由を勘案し、次のとおり取り扱うこと。

① 禁錮以上の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し施設閉鎖命令を行うこと。

② (略)

(2) 及び (3) (略)